

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案要綱

第一 目的

この法律は、牛の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に関する特別の措置を講ずることにより、牛海綿状脳症のまん延を防止するための措置の実施の基礎とするとともに、牛肉に係る当該個体の識別のための情報の提供を促進し、もって畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることを目的とすること。

(第一条関係)

第二 定義

一 「個体識別番号」とは、牛（農林水産省令で定めるものを除く。以下同じ。）の個体を識別するために農林水産大臣が牛ごとに定める番号をいうものとする。

(第二条第一項関係)

二 「管理者」とは、牛の所有者その他の牛を管理する者（当該牛の運送の委託を受けた運送業者を除く。）をいうものとする。

(第二条第二項関係)

三 「特定牛肉」とは、食用に供される牛の肉（これを原料又は材料として製造し、加工し、又は調理したもののその他の農林水産省令で定めるものを除く。）であつて、牛個体識別台帳に記録されている牛か

ら得られたものをいうものとする。

(第二条第三項関係)

四 「特定料理」とは牛の肉を主たる材料とする料理であつて政令で定めるものをいうものとする。

(第二条第四項関係)

五 「販売業者」とは牛の肉の販売の事業を行う者をいい、「特定料理提供業者」とは特定料理の提供の事業を行う者であつて政令で定める要件に該当するものをいうものとする。

(第二条第五項関係)

第三 牛個体識別台帳

一 牛個体識別台帳の作成

農林水産大臣は、牛個体識別台帳を作成し、当該台帳に牛ごとに個体識別番号、出生又は輸入の年月日その他の事項を記録するものとする。

(第三条関係)

二 牛個体識別台帳の記録等

(一) 牛個体識別台帳の記録又は記録の修正若しくは消去は、この法律の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

(第四条第一項関係)

(二) 農林水産大臣は、牛個体識別台帳の記録を、牛のとさつ、死亡又は輸出の日から政令で定める期間

保存するものとする。

(第四条第二項関係)

三 牛個体識別台帳の正確な記録を確保するための措置

(一) 農林水産大臣は、牛個体識別台帳に記録の漏れ又は誤りがあることを知ったときは、第四の一及び四から六までの届出をすべき者に対する届出の催告その他牛個体識別台帳の正確な記録を確保するため必要な措置を講じるものとする。

(第五条第一項関係)

(二) 牛個体識別台帳に記録されている牛の管理者は、当該牛に係る牛個体識別台帳に記録の漏れ又は誤りがあることを知ったときは、農林水産大臣に対し、その旨を申し出ることができるものとする。

(第五条第二項関係)

四 牛個体識別台帳に関する情報の公表

農林水産大臣は、牛個体識別台帳に記録された事項(管理者の氏名又は名称その他の事項を除く。)をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(第六条関係)

第四 牛の出生等の届出及び耳標の管理

一 出生及び輸入の届出

牛が出生したとき又は牛を輸入したときは、その管理者又は輸入者は、遅滞なく、出生又は輸入の年月日その他の事項を農林水産大臣に届け出なければならぬものとする。 (第八条関係)

二 耳標の装着

(一) 農林水産大臣は、一の届出を受理したときは、当該届出に係る牛の個体識別番号を決定し、遅滞なく、これを当該届出をした牛の管理者又は輸入者に通知するものとする。 (第九条第一項関係)

(二) 牛の管理者又は輸入者は、(一)の通知を受けたときは、牛の両耳にその個体識別番号を表示した耳標を着けなければならないものとする。 (第九条第二項関係)

(三) 牛の管理者は、耳標が滅失し、き損し、又はこれに表示された個体識別番号の識別が困難となった場合には、新たにその個体識別番号を表示した耳標を着けなければならないものとする。 (第九条第三項関係)

(四) 農林水産大臣は、牛のいずれかの耳に耳標がないとき又は耳標に表示されている個体識別番号の識別が困難であるときは、その牛の管理者に対し、当該牛の個体識別番号を表示した耳標を着けるべきことを命じ、又は自ら耳標を着けることができるものとする。 (第九条第四項関係)

三 耳標の取り外し等の禁止

(一) 何人も、牛の耳に着けられた耳標を取り外し、その他個体識別番号の識別を困難にする行為をしてはならないものとする。

(第十条第一項関係)

(二) 何人も、耳標が着けられていない牛の譲渡し若しくは引渡し(以下「譲渡し等」という。)又は譲受け若しくは引取り(以下「譲受け等」という。)をしてはならないものとする。

(第十条第二項関係)

(三) 牛が耳の疾患にかかっているときその他のやむを得ない事由に該当するときは、(一)及び(二)の規定にかかわらず、耳標を取り外し、又は両耳に耳標の着けられていない牛の譲渡し等若しくは譲受け等を行うことができるものとする。この場合には、当該牛の管理者は、当該牛の個体識別番号を識別するための措置を講じなければならないものとする。

(第十条第三項関係)

四 譲渡し等及び譲受け等の届出

(一) 牛の管理者又は輸入者は、牛の譲渡し等をしたときは、遅滞なく、当該牛の個体識別番号、譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び当該譲渡し等の年月日その他の事項を農林水産大臣に届け出なければ

ならないものとする。

(第十一条第一項関係)

(二) (一)により牛の譲受け等をした者(六のと畜者及び輸出者を除く。)は、遅滞なく、その氏名又は名

称及び住所、当該牛の個体識別番号、譲受け等の相手方の氏名又は名称及び当該譲受け等の年月日その他の事項を農林水産大臣に届け出なければならないものとする。

(第十一条第二項関係)

五 四の場合のほか、牛個体識別台帳に記録されている事項に変更があったときは、当該牛の管理者は、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならないものとする。

(第十二条関係)

六 死亡、とさつ及び輸出の届出

死亡した牛の管理者、牛をとさつした者(以下「と畜者」という。)又は牛を輸出した者(以下「輸出者」という。)は、遅滞なく、当該牛の個体識別番号、死亡、とさつ又は輸出の年月日その他の事項を農林水産大臣に届け出なければならないものとする。

(第十三条関係)

第五 特定牛肉の表示等

一 と畜者による個体識別番号の表示等

(一) と畜者は、牛をとさつした後、当該とさつした牛から得られた特定牛肉を他の者に引き渡すときは

、当該特定牛肉に当該牛の個体識別番号を表示しなければならないものとする。

(第十四条第一項関係)

- (二) と畜者は、(一)の個体識別番号の表示に代えて、個体識別番号以外の番号又は記号で牛の個体を識別することができるものを表示することができるものとする。この場合には、と畜者は、特定牛肉の引渡しを受ける者に対し、当該番号又は記号に対応する牛の個体識別番号を明らかにした書面を交付しなければならないものとする。

(第十四条第二項関係)

二 販売業者による個体識別番号の表示等

- (一) 販売業者は、特定牛肉の販売をするときは、当該特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状又はその店舗の見やすい場所に、当該特定牛肉に係る牛の個体識別番号を表示しなければならないものとする。

(第十五条第一項関係)

- (二) (一)の場合において、販売業者は、一の特定牛肉について一の個体識別番号を表示しなければならないものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれにも該当する特定牛肉の販売をするときは、一の特定牛肉について二以上の個体識別番号を表示することができるものとする。

(第十五条第二項関係)

イ いずれの牛から得られたものであるかを識別することが困難な特定牛肉であること。

ロ 農林水産省令で定める頭数以下の牛から得られた特定牛肉であること。

(三) (一)の場合において、販売業者は、個体識別番号の表示に代えて、その氏名又は名称及び荷口番号(個体識別番号以外の番号又は記号で個体識別番号に対応するものをいう。以下同じ。)を表示することができるとすること。
(第十五条第三項関係)

(四) (三)の場合には、販売業者は、その氏名又は名称を併せて表示するとともに、当該特定牛肉の販売の相手方、消費者その他の者の求めに応じ、当該荷口番号に対応する個体識別番号を明らかにしなければならぬものとする。ただし、他の者が定めた荷口番号を表示する場合において、当該他の者の氏名又は名称を表示したときは、この限りでないものとする。
(第十五条第四項関係)

三 特定料理提供業者による個体識別番号の表示等

(一) 特定料理提供業者は、特定料理(牛肉を主たる材料とするものに限る。)の提供をするときは、当該特定料理又はその店舗の見やすい場所に、当該特定料理の主たる材料である特定牛肉に係る牛の個

体識別番号を表示しなければならないものとする。

(第十六条第一項関係)

(二) 二の(二)から(四)までの規定は、(一)の場合について準用するものとする。 (第十六条第二項関係)

四 帳簿の備付け等

と畜者、販売業者及び特定料理提供業者は、帳簿(磁気ディスクをもって調製するものを含む。)を備え、特定牛肉の引渡し若しくは販売又は特定料理の提供に関し農林水産省令で定める事項を記載し、又は記録し、これを保存しなければならないものとする。

(第十七条関係)

五 勧告及び命令

(一) 農林水産大臣は、と畜者、販売業者又は特定料理提供業者が一から三までの規定を遵守していないと認めるときは、当該と畜者、販売業者又は特定料理提供業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができるものとする。

(第十八条第一項から第三項まで関係)

(二) 農林水産大臣は、(一)に規定する勧告を受けたと畜者、販売業者又は特定料理提供業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該と畜者、販売業者又は特定料理提供業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

第六 雑則

- 一 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、牛の管理者、輸入者若しくは輸出者、と畜者又は販売業者若しくは特定料理提供業者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に事務所、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、若しくは特定牛肉若しくは特定料理を集取させることができるものとする。 (第十九条関係)
- 二 農林水産大臣は、独立行政法人家畜改良センターに、第三及び第四に規定する事務のうち政令で定めるものの全部又は一部を行わせることができるものとする。 (第二十条関係)
- 三 罰則について所要の規定を設けるものとする。 (第二十五条、第二十六条及び附則第五条関係)

第七 附則

- 一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行するものとする。ただし、第五及び第六の一(販売業者及び特定料理提供業者に係るものに限る。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、公布の日から起算して一年六月を超え

ない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 経過措置

(一) この法律の施行の際現に存する牛(以下「既存牛」という。)については、施行日から起算して六月を経過する日(その日までに個体識別番号の通知があったときは、その通知があった日)までの間は、第三及び第四の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、適用しないものとする。

(附則第二条第一項関係)

(二) 既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について農林水産大臣に届け出なければならないものとする。

(附則第二条第二項関係)

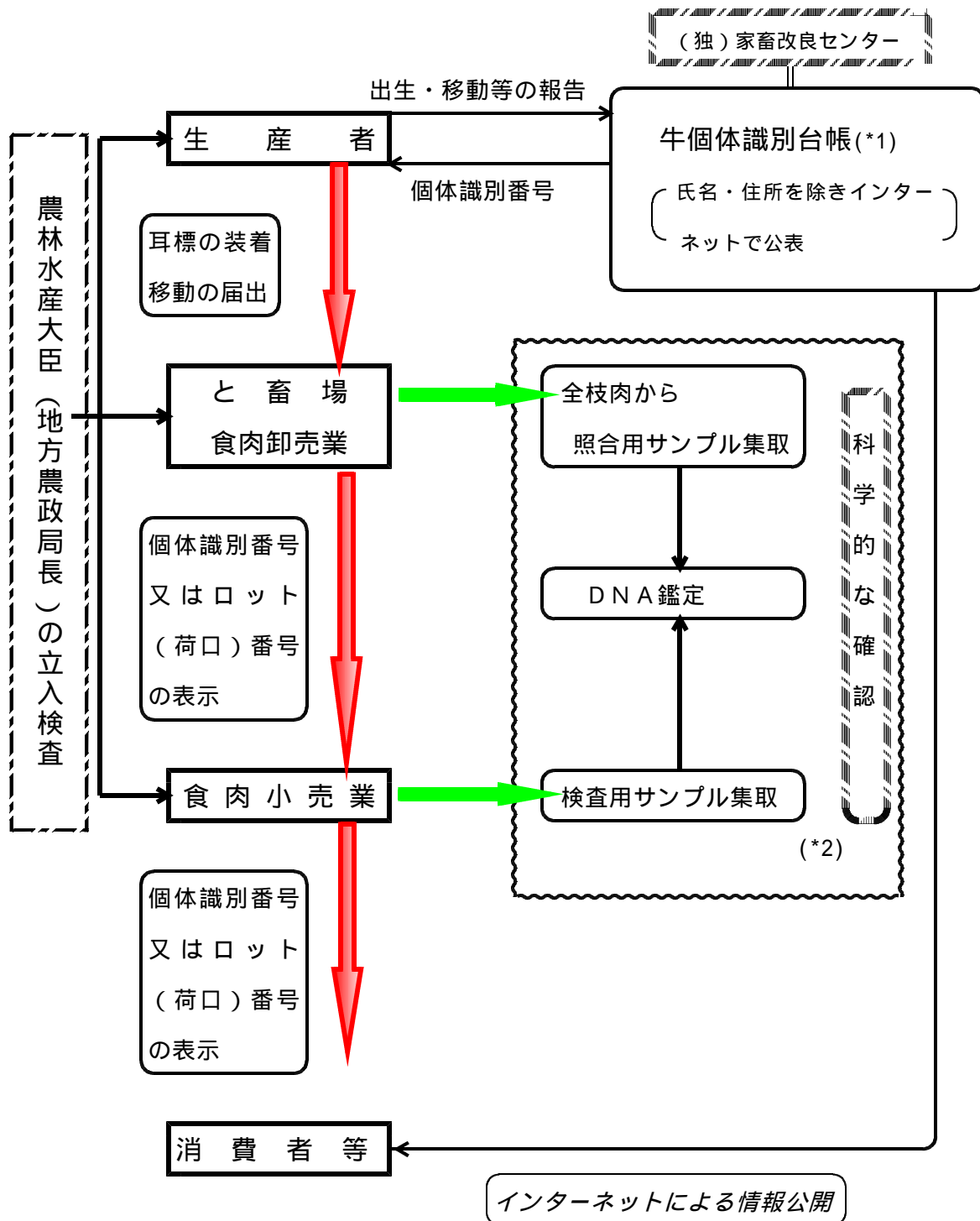
(三) 一のただし書に規定する日前にとさつした牛から得られた特定牛肉については、第五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、適用しないものとする。

(附則第四条関係)

三 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第七条関係)

牛肉のトレーサビリティ（生産履歴情報把握）制度の仕組み



(*1) (独)家畜改良センターがすべての牛の情報を記録・管理

(*2)1 と畜されるすべての枝肉からDNA照合用サンプルを集取

2 農林水産大臣(地方農政局長)の立入検査の際に、小売店から検査用サンプルを集取

3 両サンプルの同一性をDNA鑑定により確認